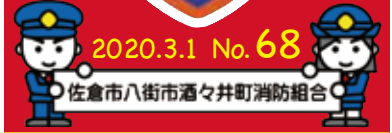


Net119 緊急通報システム

聴覚・音声・言語機能等に障害がある方を対象とした
新しい通報システムです (令和2年2月3日から運用開始)

つうほう 通報イメージ



- 国際消防救助隊千葉連携訓練 / 消防団連携訓練 / 命を守る新しい資機材 / 救助隊員養成訓練 …………… 2
- 春季全国火災予防運動 / 火災予防ポスター展 / 住宅用火災警報器設置 / X線透過検査装置導入 …………… 3
- 消防協力者表彰 / 管理者特別功労表彰 / 災害発生状況 / 議員改選 / 人事行政運営等の状況 / 決算状況 …………… 4

Net119緊急通報システムとは

聴覚・音声・言語機能等の障害により、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等の携帯端末を利用し、消防へ音声によらない通報を行えるシステムです。

なるべく文字入力をすることなく、画面をタップしていく簡単な操作で「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができます。

Net119緊急通報システムで出来ること

- よく行く場所の登録
事前に「自宅」や「よく行く場所」を登録することで、素早く通報場所を知らせることができます。
- 外出先からの通報
GPS機能によって外出先からの通報でも、素早く通報場所を特定することができます。
- 便利なチャット機能
消防とのチャットでは、定型文により、なるべく文字入力によらないやりとりができます。
- 国内どこでも利用
日本国内のどこでもご利用いただけます。
(一部制限事項あり。)

注意事項

- 利用するには、事前に利用登録が必要です。
- 登録者は、佐倉市、八街市、酒々井町に在住、または通勤・通学されている、聴覚または音声・言語機能等障害により、電話による音声での119番通報が困難な方が対象です。
- 登録料は無料ですが、インターネットの接続に必要な料金は利用者負担となります。
- 通報を行うには、ご利用のスマートフォン等のGPS機能をONに設定する必要があります。
- お問い合わせ窓口
- 佐倉市役所 障害福祉課 ☎043(484)4164
- 八街市役所 障がい福祉課 ☎043(443)1649
- 酒々井町役場 健康福祉課 ☎043(443)1742
- 酒々井町役場 健康福祉課 ☎043(496)1171
- 佐倉市八街市酒々井町 消防組合 消防本部 指揮指令課 ☎043(481)1119
- 佐倉市八街市酒々井町 消防組合 消防本部 指揮指令課 ☎043(485)2310



Mail:shikishirei@119-sys.jp
 受付時間
 午前8時30分から
 午後5時15分まで
 閉庁日
 土曜日・日曜日・祝休日・
 12月29日から1月3日

駆付け通報装置とは？

急に具合が悪くなったり、火事が起きた時などの緊急時に救急車、消防車を要請する際、多くの場合は携帯電話又は、自宅の電話を使い119番通報されることと思います。

しかし、近年の異常気象による台風、大雨における災害、又は、大地震により大規模な停電が発生した場合、日ごろ使用している電話が使えなくなる可能性があります。

このような時に通報手段の一つとして消防組合管内の消防署・出張所には下の写真のような「駆付け通報装置」があります。

本装置の受話器を



あげると自動的に消防指令センター(ちば消防共同指令センター)に繋がります。そのまま救急車、消防車を要請することができます。

ただし、あくまでも本装置は通報手段の一つとして捉えていただき、基本的には現場から電話等で通報していただくようお願いいたします。

また、緊急時に本装置を使用するために消防署・出張所を訪れた際は、必ず庁舎に職員がいるか確認していただき、職員がいる場合は職員の指示に従ってください。



国際消防救助隊 千葉連携訓練を実施



令和元年12月5、6日の2日間、千葉市消防学校において県内の国際消防救助隊員が集まり連携訓練が実施されました。

国際消防救助隊とは、海外で大規模災害が発生した際に国際消防救助隊に登録されている消防本部の救助隊員が、国際緊急援助隊救助チームの一員として被災地に派遣され救助活動を行う部隊です。千葉県では、7消防本部(千葉市消防局、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、市川市消防局、船橋市消防局、柏市消防局、松戸市消防局、市原市消防局)48名が登録されており、近年では、2008年の四川大地震、2011年のニュージーランド地震などに千葉県内からも隊員が派遣されています。



今回の訓練では、諸外国でマグニチュード7.9の大地震が発生し、多くの建物が倒壊、死傷者も多数出ているとの想定のもと、日本から派遣された救助部隊により倒壊建物を補強しながらの救出活動や、ブリーチングという手法で壁や床を破壊しながら要救助者の救出活動を実施しました。

本連携訓練は、県内の国際消防救助隊の連携を強化するために毎年実施されているもので、今年も他の消防本部の隊員と訓練を実施することで、技術、連携を確認することができました。今後も、外国で発生する災害にも対応できるように訓練を重ねていきます。



消防団とともに災害に強い街づくりを!

令和元年12月8日、酒々井リサイクル文化センターで佐倉市、八街市及び酒々井町の消防団と消防組合で連携訓練を実施しました。

訓練は、千葉県北東部を震源とした直下型地震が発生し、佐倉市と八街市は震度6弱、酒々井町は震度6強を観測。地震により建物が倒壊、交通事故や建物火災が発生し、多くの負傷者が発生しているとの想定のもと、早期に被害を抑えるため、消防団と消防組合が連携し、建物や車の中に閉じ込められた負傷者を救出、救護所へ搬送し応急手当を行う等の消防活動を行いました。

このような大規模な訓練を消防団と消防組合が連携して行ったのは初めてのことでしたが、この訓練を活かし、これからも消防団とともに災害に強い街づくりを目指していきます。



写真①

写真①

廃材などを崩れた家と仮定し、チェーンソーを使用した切断訓練

写真②

廃車車両を使い、車のドアをバールで開放する訓練

写真③、④

救出された負傷者を簡易担架で救護所へ搬送し、応急手当を行う訓練



写真②



写真③



写真④

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは違い、団員の多くは会社員や自営業、農業など普段はそれぞれの仕事を持っています。火災や大規模災害発生時には自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

消防団とは?



命を守る新しい資機材

本年度、消防組合に無人航空機(ドローン)を導入しました。ドローンは訓練等で操縦技術を積んだ隊員が使用し、迅速かつ広範囲の情報を収集することで被害を最小限に抑えることを目的としています。ドローンをラジオコントロールにより飛行させ、上空から災害現場などの状況をモニターで確認することで、効率的な活動の指示を隊員に出すことができます。消防組合が導入したドローンは最大180倍のズームカメラや温度を可視化できる熱画像カメラを搭載した大型

機と6倍ズームのカメラを内蔵した小型機の2機種です。今後も住民の安全安心を確保するため、これらの機器を活用し、消防力の強化を図ります。



救助隊員養成訓練

消防組合では、令和元年11月から令和2年2月までの約3か月間、養成員の体力の向上や救助技術を習得する救助隊員を目標としての養成訓練が行われました。

救助隊は、救助技術及び資機材を駆使し、様々な災害現場から要救助者を助け出す人命救助のスペシャリストです。

救助隊員になるためには、強靱な体力、高度な技術が必要になるので訓練

も必然と厳しくなります。また、近年は、社会構造の変化などにより多種多様な災害も多くなってきています。それらの災害に対応するため、訓練もより高度に、幅広いものとなってきています。

今回の養成訓練では女性1名を含む11名が参加しました。養成訓練に合格し



た職員は令和2年4月1日付けで正式に救助隊員に任命されますが、その後も引き続き厳しい訓練を実施します。



佐倉市八街市酒々井町消防組合公式ホームページ(PC)

住民の皆さん及び事業所の皆さんへお伝えしたい情報を掲載しています。

※読み取ったアドレスをパソコンに転送しご覧になるか、スマートフォンなどでご覧ください。

QRコード



春季全国火災予防運動実施

(3月1日～7日)

【統一標語】

ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年この時期に実施しています。

住宅防火のちを守る

7つのポイント

(3つの習慣・4つの対策)

【命を守る 3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんるなどのそばを

離れるときは、必ず火を消す。

【命を守る 4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



令和元年度火災予防ポスター展

◆佐倉消防署長賞

佐倉市立王子台小学校
2年 金澤 憲寿さん

◆志津消防署長賞

佐倉市立西志津小学校
4年 伊藤 果央さん

◆八街消防署長賞

八街市立八街東小学校
5年 綿貫 心乃さん

◆酒々井消防署長賞

酒々井町立酒々井小学校
3年 塩澤 太一朗さん

以上が特別賞7名の皆さんです。この他に優秀賞が8点、入選が45点ありました。おめでとうございます。

令和元年度の火災予防ポスター展は、消防組合管内の小学校30校から600点の応募があり、そのうち60点が入賞し賞状と賞品を贈呈しました。また、応募者全員に参加賞を贈りました。ご応募いただきありがとうございました。

◆最優秀賞

(ポスター作品)

佐倉市立志津小学校

1年 林 茶結さん

◆消防長賞

佐倉市立白井小学校

6年 関 希美さん

◆佐倉防火安全協会長賞

佐倉市立井野小学校

5年 砂 結子さん



住宅用火災警報器は設置されていますか



住宅用火災警報器の取付場所

- ①寝室 就寝に使用するすべての部屋に設置が必要
- ②階段 寝室がある階段の上部に設置が必要です。

維持管理について

住宅用火災警報器は、火災時に適切に作動するよう、設置した後も適切な維持管理が必要です。具体的には、

- 点検ボタンを押す・点検ひもをひっぱるなど、定期的に作動確認を行ってください。
- 住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経過しました。設置から10年以上経過している場合は、電池切れや本体内部の電子部品の劣化により火災を感知しなくなることを考えられるため、本体の交換を推奨しています。

住宅用火災警報器設置率

(令和元年6月1日時点)

消防組合内の住宅用火災警報器設置率は77%(全国：82.3%、千葉県：80.0%)、条例適合率^{※2}は45%(全国：67.9%、千葉県：65.5%)となっており、全国や千葉県と比較して低い水準となっております。

住宅火災の死亡原因の約7割が逃げ遅れであり、住宅火災から大切な家族を守

るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

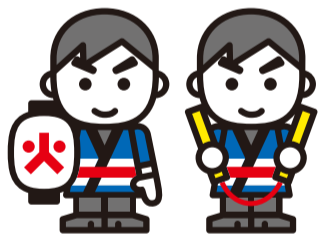
※1 設置率とは、住宅用火災警報器が1箇所以上設置されている世帯の割合

※2 条例適合率とは、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の割合

「住宅用火災警報器設置済シール」を玄関先に貼り、安全の輪を広げましょう！

消防組合では、地域の防火対策の推進を目的に住宅用火災警報器が設置されている世帯に「住宅用火災警報器設置済シール」を配付しています。このシールには法的効力はありませんが、各ご家庭の意思で玄関先等に貼っていただく「安心シール」です。シールは、消防本部予防課、お近くの消防署又は出張所で配付しています。

シールの配付枚数は、1世帯に1枚です。配付の際には、設置状況等の簡単なアンケートをお願いいたしますので協力ください。



X線透過検査装置を導入

令和元年10月1日から消防本部火災調査分析室にX線透過検査装置が導入され、運用開始となりました。

X線透過検査装置は、火災原因究明のため火災現場から回収した出火原因と疑われる電化製品や溶融固着した物品などを破壊せずに内部を確認するための装置です。人体で



X線透過検査装置



焼損したテーブルトップ



テーブルトップの丸印箇所を透過した状況



佐倉市八街市酒々井町消防組合ツイッター公式アカウント
緊急情報及びイベント等についてツイートしています。
ぜひ、フォローをお願いします。

QRコード

【ご協力ありがとうございます】

消防活動にご協力いただいた方に、消防組合から感謝状を贈りましたので、ご紹介いたします。

消防協力者表彰

◆佐倉消防署長表彰

【令和元年5月10日、佐倉市栄町で発生した急病における救急活動】



- 京成電鉄株式会社
- 京成佐倉駅
- 益子洋司さん
- (後列左)
- 江口大喜さん
- (後列右 ※写真は代理の方)
- 荻野美恵子さん
- (前列左)
- 大島清吾さん
- (前列右)

◆八街消防署長表彰

表彰

【令和元年5月29日、八街市文違で発生した建物火災における人命救助活動】

熊野天貴さん



令和元年10月10日、医療法人徳洲会成田富里徳洲会病院の管理者特別功労表彰の授賞式が行われました。

この表彰は、多年にわたり救急行政の強化拡充に貢献され、地域医療の模範となった功績が認められたものです。

萩野院長



消防長



平成31年(令和元年)災害発生状況

(平成31年1月～令和元年12月末)

火災発生状況

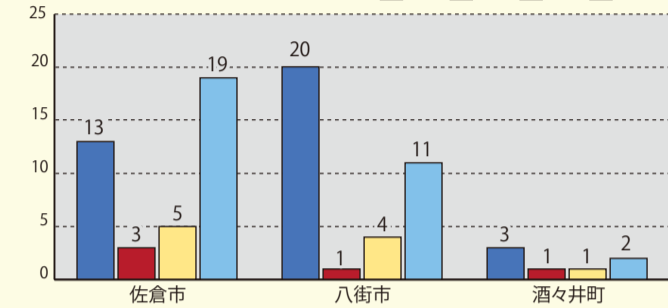
火災発生件数は83件で、前年と比較すると同数となっています。火災種別ごとの火災発生件数は、建物火災が36件、その他火災が32件、車両火災が10件、林野火災が5件です。建物火災を出火原因別で見ると一番多いのが、「こんろ」により発生した火災で6件、次いで「放火(放火の疑いを含む)」、「配線器具」がそれぞれ4件、「電灯・電話等の配線」が3件となっています。

救急・救助活動状況

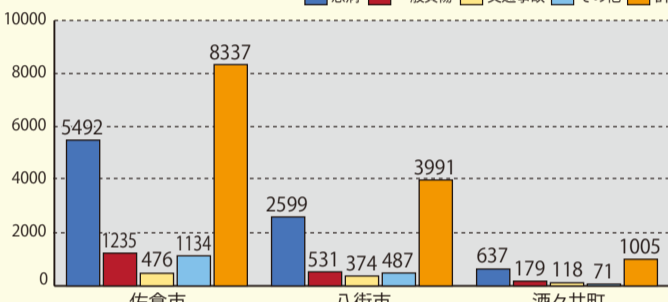
救急出場件数は1,333件

事故種別では「急病」が最も多く8,728件、次いで「一般負傷」1,945件、「交通事故」が98件です。救助活動件数は173件で、前年と比較して16件の増加であり、構成市町別にみると佐倉市が109件、八街市が49件、酒々井町が15件です。

令和元年中の火災発生状況



令和元年中の救急出場状況



消防組合議会議員が改選されました

【就任】

- 加藤 弘 議員
- 木村 晴 議員
- 角 麻子 議員

【退任】

- 石井 孝昭 議員
- 林 修三 議員

人事行政運営等の状況

佐倉市八街市酒々井町消防組合の職員の内、任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。詳しくは、消防本部総務課 TEL 043(481)1190へ

1. 職員の任免及び職員数に関する状況について

◎採用・退職者数

採用者数	退職者数
14人	9人

(採用者数は平成30年度分、退職者数は平成29年度分)

◎職員数の状況について

平成30年	平成31年
376人	382人

(各年4月1日現在) ※構成市併任職員3人を除く。

2. 職員の給与の状況

◎職員の平均給与月額等について

職種	平成30年4月1日現在				平成31年4月1日現在			
	平均年齢	平均給与月額	給料	諸手当	平均年齢	平均給与月額	給料	諸手当
消防	42歳11月	452,094円	336,300円	115,794円	42歳8月	468,757円	335,600円	133,157円

(注)給与月額とは、月々支給される給料(基本給)と諸手当(期末手当、勤続手当及び退職手当を除くすべての手当)の合計をいいます。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

◎勤務時間の状況(平成31年4月1日現在)

	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
毎日勤務職員	8:30	17:15	12:00~13:00	
隔日勤務職員	8:30	8:30(翌日)	12:00~13:00 17:15~18:15 20:00~6:00(翌日) *内6時間30分	15:00~15:15 (翌日)7:00~7:15

4. 職員の休業の状況

◎育児休業の状況(平成30年度)

男性職員	女性職員
0人	3人

5. 職員の分限及び懲戒処分等の状況について

◎職員の分限処分の状況(平成30年度)

降任	免職	休職	降給
0	0	1	0

(注)「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分です。

◎職員の懲戒処分等の状況(平成30年度)

戒告	減給	停職	免職
0	0	0	0

(注)「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

6. 職員の服務の状況について

◎年次有給休暇の状況(平成30年度)

平均使用日数	取得率
10.1	22.4%

7. 職員の研修の状況について(平成30年度)

職員の消防業務等に関する基礎研修及び専門研修として、消防大学校、千葉県消防学校、救急振興財団などの救命士研修及び千葉県自治研修センターなどの各種研修機関などを利用し、階層別、職務別研修などを実施しております。

また、消防組合独自の職員研修として、人事評価者研修などを実施しております。更に、全職員を対象とした安全運転講習や職員の一般教養に関する研修会などを実施し、職員の消防、その他の分野における能力アップを目的とした研修なども実施しております。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況について(平成30年度)

(1) 職員の安全と健康に関する事業

安全責任者及び産業医、衛生管理者などを選任するとともに、安全関係者会議及び衛生委員会を開催して職員の安全と健康の確保、職場環境の改善を図っております。また、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うための定期健康診断や産業医による職場巡視・健康相談などを実施しております。その他、災害現場での感染症予防のため、B型肝炎・破傷風などの予防接種を実施しております。

(2) 公務災害の発生状況 認定件数 1件

(3) 千葉県市町村職員共済組合による福利厚生事業

概要: 共済組合負担金(給料額に定められた割合を乗じた金額)
事業内容: 出産費支給等保健事業、年金事務、各種福祉事業を実施

(4) 千葉県市町村職員互助会による福利厚生事業

概要: 互助会負担金(給料額に定められた割合を乗じた金額)
事業内容: 千葉県市町村職員共済組合事業の補完的実施

9. 千葉県市町村公平委員会の業務の状況について(平成30年度)

- (1) 勤務条件に関する措置要求の状況 該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし

平成30年度決算状況

(1) 歳入

科目	区分	決算額(円)	構成比(%)
1 分担金及び負担金		4,340,763,554	84.7
2 使用料及び手数料		2,074,980	0.0
3 国庫支出金		35,293,000	0.7
4 県支出金		1,288,000	0.0
5 財産収入		773,180	0.0

(3) 性質別歳出決算額

科目	区分	決算額(円)	構成比(%)
人件費		3,423,314,440	68.5
物件費		246,756,168	4.9
維持補修費		20,771,166	0.4
補助費等		292,612,833	5.9
公債費		470,588,554	9.4

科目	区分	決算額(円)	構成比(%)
6 寄附金		0	0.0
7 繰入金		75,553,000	1.5
8 繰越金		10,360,000	0.2
9 諸収入		186,354,154	3.6
10 組合債		474,600,000	9.3
歳入合計		5,127,059,868	100.0

(2) 歳出

科目	区分	決算額(円)	構成比(%)
1 議会費		1,146,038	0.0
2 総務費		1,253,950	0.0
3 消防費		4,524,610,011	90.6
4 公債費		470,588,554	9.4
5 予備費		0	0.0
歳出合計		4,997,598,553	100.0

(4) 構成市町別分担金

(単位:円)

市町名	常備消防費分担金	長期債償還分担金	庁舎建設費負担金	合計
佐倉市	2,336,508,000	325,374,915	21,012,000	2,682,894,915
八街市	1,078,391,000	104,473,569	9,701,000	1,192,565,569
酒々井町	420,779,000	40,740,070	3,784,000	465,303,070
合計	3,835,678,000	470,588,554	34,497,000	4,340,763,554